

○雲南市議会議員政治倫理条例

令和8年3月24日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、雲南市議会基本条例（平成27年雲南市条例第35号）第22条の理念に則り、雲南市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の代表として自律的にその人格と倫理の向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己又は特定の者の利益を得ることのないよう必要な事項（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。

3 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、議員に対して政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市が行う許認可、工事等の請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等の推薦又は紹介をするなどその地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。自らの後援団体についても、同様とする。

(4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。

- (5) 市の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (6) 市の職員の採用、昇任、降任、異動等の人事に関与をしないこと。
- (7) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメントや差別的な取扱い又は言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信を行う場合は、確たる事実に基づき公人としての自覚及び責任を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (9) 雲南市暴力団排除条例（平成24年雲南市条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等反社会的勢力に関与しないこと。

（請負等の制限）

第5条 議員は、自らが役員となっている、又は実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

（審査請求）

第6条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により雲南市の議員及び長の選挙権を有する者（雲南市の選挙人名簿に登録されている者に限る。以下「有権者」という。）又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、これを証する資料を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者から審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 有権者が審査請求をする場合 有権者の総数の100分の1以上の者の連署
 - (2) 議員が審査請求をする場合 議員定数の4分の1人以上の者の連署
- 2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。
 - 3 第1項第1号の規定による連署は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
 - 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行われた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による雲南市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

(審査請求の受理等)

第7条 議長は、審査請求があったときは当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求に係る請求書に形式上の不備があると認めるときは相当の期間を定めて、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に対し、その補正を求めることができる。

2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

(1) 前条に規定する要件を満たしていないとき。

(2) 請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。

(3) 第4条各号に掲げる政治倫理基準に明らかに違反しないと議長が認めるとき。

3 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求代表者に通知するものとする。

(雲南市議会議員政治倫理審査会の設置等)

第8条 議長は、審査請求を受理したときは、前条第2項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る審査（以下「審査」という。）を行わせるため、雲南市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに請求代表者及び審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 議長は、審査会の委員（以下「委員」という。）を議員のうちから指名するものとする。

4 委員の定数は、6人以内とする。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は、委員とすることができない。

5 委員の任期は、第3項の規定による指名の日から第12条の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

6 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要と認めるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。

7 審査会の会議は、非公開とする。

8 委員及び審査会に出席した有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

10 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、雲南市議会委員会条例（平成16年雲南市条例第327号）の規定の例による。

1 1 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。

2 前項の場合において、審査会は、審査を行うため、請求代表者、審査対象議員及び審査請求に係る関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項を議長を経由して要求することができる。

3 審査会の会議は、委員長が招集する。

4 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査対象議員の協力義務等)

第10条 審査対象議員は、前条第2項の規定による要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

2 議長は、審査対象議員が前条第2項の規定による要求に協力しないとき、又は虚偽の発言若しくは報告をしたときは、その旨を第12条の規定による報告に併せて、公表するものとする。

(弁明の機会の付与)

第11条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう議長を経由して請求することができる。

2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の報告)

第12条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

- (1) 文書による厳重注意
- (2) 議会内での役職の辞任勧告
- (3) 議員の辞職勧告
- (4) その他必要と認める措置

(審査結果の通知)

第13条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知しなければならない。

2 審査対象議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して14日以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

(審査結果の尊重及び措置)

第14条 審査対象議員は、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為が認められたときは、その結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査の結果を尊重し、議決により、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、第12条第3号に規定する措置を講ずるときは、同時に同条第2号に規定する措置を講ずるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する措置を講じた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。

(公表)

第15条 議長は、第12条の規定による報告を受けたとき、又は審査対象議員が前条第1項の措置を講じたとき若しくは議会在同条第2項の措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

2 議長は、第13条第2項の規定による意見書の提出があったときは、前項の規定の公表に併せて、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

(議長の職務の代行)

第16条 議長が審査対象議員となったときには副議長が、議長及び副議長とともに審査対象議員となったときには年長議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。